

平成27年9月11日

第69回 神戸市個人情報保護審議会

国勢調査のための水道利用者情報の利用と
電子計算機処理について

(企画調整局)

水事業 605号

平成27年9月11日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三 様

神戸市水道事業管理者

見 通 孝



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

国勢調査のための水道使用者情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」.に関して)

担当：水道局事業部業務課

国勢調査のための水道使用者情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【水道使用者情報】

国勢調査を効率的かつ正確に行うために必要な下記情報：

神戸市内に存する、業態が（家事用※・店舗付住宅※・共用家事用※）かつ、国勢調査調査期日午前0時時点で水道開栓中の水道使用者に係る下記の情報
ただし、上記調査期日前2カ月間の請求分の請求情報について使用実績がない者を除く

記

- ・水栓所在地（建物名、部屋番号を含む）

※ 語句説明

- ・家事用 : 住宅で生活用水として使用するもの
- ・店舗付住宅 : 店舗付住宅で生活用水にのみ使用するもの
(店舗に給水装置があっても、給水栓が1栓程度であり、生活用水にのみ使用するものを含む)
- ・共用家事用 : 住宅において生活用水として2戸以上で共用するもの



神企政総第 730 号

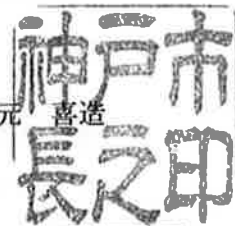
平成 27 年 9 月 11 日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三 様

神戸市長

久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

国勢調査のための水道使用者情報の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：企画調整局政策企画部総合計画課

国勢調査のための水道使用者情報の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【水道使用者情報】

国勢調査を効率的かつ正確に行うために必要な下記情報：

神戸市内に存する、業態が（家事用※・店舗付住宅※・共用家事用※）かつ、国勢調査調査期日午前 0 時時点で水道開栓中の水道使用者に係る下記の情報
ただし、上記調査期日前 2 カ月間の請求分の請求情報について使用実績がない者を除く

記

- ・水栓所在地（建物名、部屋番号を含む）

※ 語句説明

- ・家事用 : 住宅で生活用水として使用するもの
- ・店舗付住宅 : 店舗付住宅で生活用水にのみ使用するもの
(店舗に給水装置があっても、給水栓が 1 栓程度であり、生活用水にのみ使用するものを含む)
- ・共用家事用 : 住宅において生活用水として 2 戸以上で共用するもの

国勢調査のための水道利用者情報の利用について

1. 調査の目的

国勢調査は、統計法に定める基幹統計調査として、同法第5条第2項^{*}の規程に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査であり、国及び地方公共団体における各種行政施策その他基礎資料を得ることを目的とする。(大正9年以来5年ごとに実施しており今回で20回目となる。)

※ 統計法第5条第2項

総務大臣は、前項に規定する全数調査(以下「国勢調査」という。)を十年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から五年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

2. 平成27年国勢調査の概要

(1) 調査期日

平成27年10月1日(木)

(2) 調査の対象

日本に常住する者(ふだん住んでいる者)

(3) 調査事項

世帯員に関する事項(氏名、男女の別等)と世帯に関する事項(世帯の種類、世帯員数)

※ 調査票は別添参照

(4) 調査スケジュール

(ア) オンライン調査

担当する調査区内の全ての住宅を訪問、オンライン回答用IDを配布し、世帯はパソコン等からオンライン回答を行う。

- ・オンライン調査回答用IDの配布 : 9月10日(木)～9月12日(土)
- ・オンライン回答 : 9月10日(木)～9月20日(日)

(イ) 紙調査票による調査

オンライン未回答世帯に対して紙調査票を配布し、世帯は郵送、もしくは調査員に直接提出する。

- ・オンライン未回答世帯への調査票の配布 : 9月26日(土)～9月30日(水)
- ・調査票の回収 : 10月1日(木)～10月13日(火)

(ウ) 督促と聞き取り調査票の作成

督促対象世帯を訪問し、調査票の回収をする。面会出来ない世帯は近隣等から居住の実態を確認し、聞き取り調査票を作成する。

- ・督促対象世帯の調査員への伝達 : 10月14日(水)～10月17日(土)
- ・督促・聞き取り調査票の作成・回収 : 10月18日(日)～10月20日(火)

3. 水道利用者情報利用の必要性と効果

近年の単身・共働き世帯の増加等による世帯構成の変化やプライバシー意識の高まりから、訪問しても対象者を捕捉出来ない事例が多くなってきている。

平成 26 年 6 月に行われた国勢調査第 3 次試験調査（全都道府県の県庁所在地で実施）においても、督促対象世帯割合が 21.4%で、前回の平成 22 年国勢調査時の 9.7%から倍以上に増加している。それにも関わらず、国の設定する督促期間は前回と変わらず 3 日間であり、期間中調査が必要な件数が多くなると予想される。

加えて、従来は調査員の多くが担当調査区域に精通した自治会、婦人会等の地元組織の者で構成されていたが、高齢化等により減少しているため、担当調査区域に精通していない調査員が増加している。

このような背景の中で、迅速に督促業務を実施するため、生活に不可欠な水道の開栓情報を利用し、直近の使用実績がある世帯に督促対象を絞り込むことにより効果的に捕捉を行いたい。

(1) 利用の方法

水道局から受けた情報に調査区・単位区・オンライン回答の有無を追加し（事業者委託）各区に提供する。各区は水道利用者情報を督促対象世帯の絞り込みに活用する。

(2) 督促業務の業務量（参考）

約 15 万件（督促対象世帯割合 21.4%から換算、ただし空家件数が含まれていないためさらに多くなる見込み）

(3) 統計法の協力規程（参考）

統計法第 30 条

行政機関の長は、前条に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

4. 処理件数

約 70 万件（水道利用者情報、予定）

5. 水道利用者情報利用スケジュール

～平成 27 年 10 月上旬	: 水道局より水道利用者情報の提供を受け、総合計画課から事業者へ委託して電子計算機処理を行い、各区に提供
平成 27 年 10 月上旬～中旬	: 督促を要する世帯を抽出
平成 27 年 10 月 14～17 日	: 調査員に督促を要する住宅を伝達
平成 27 年 10 月 18～20 日	: 調査員による未提出世帯への督促

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

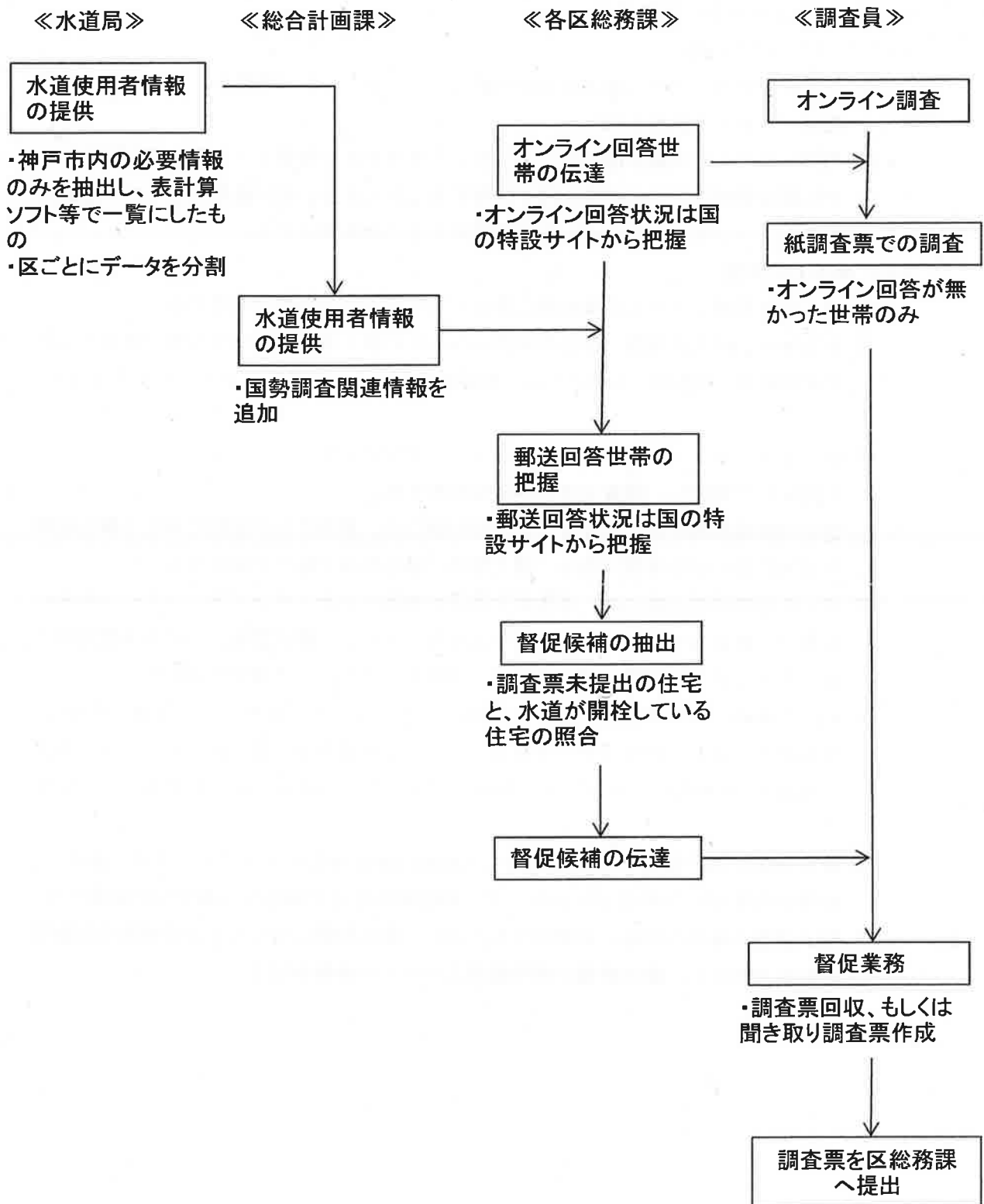
(1) システム上の保護

- ① PC統合管理システム導入端末機を使用し、IDカード（職員証）による個人認証及びパスワード設定を行う。
- ② 当該システム導入端末機には、コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入したPC統合管理システムの端末機を利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピュータウイルス等に感染することを防止する。

(2) 運用上の保護

- ① PC統合管理システムの端末機に係るパスワードは定期的に変更する。
- ② 水道局から総合計画課、総合計画課から各区に個人情報を提供する際に使用する外部記録媒体（CD-R）については、施錠保管を行うとともに、パスワード設定を行う。
- ③ 個人情報は総合計画課、各区総務課ともに課内の共用ハードディスクにパスワードを設定して管理し、閲覧できる職員を限定する。
- ④ 電子計算機処理を請け負う事業者選定の際には、事業者との契約における個人情報保護等に係る特記事項に則り、個人情報の適切な取り扱いを徹底する。
- ⑤ 電子計算機処理の際には、事業者を総合計画課に来庁させ、スタンドアロンのPCを用い、職員立ち会いのもと作業をさせることとし、個人情報については作業終了後ただちに総合計画課が用意するデータ消去ソフトにより確実に消去する。
- ⑥ 総合計画課、各区総務課において共用ハードディスクで管理している個人情報は、使用目的を達した時点でデータ消去ソフトにより確実にかつ速やかに削除する。外部記録媒体（CD-R）については、裁断し記録の内容が復元できない状態にして破棄する。
- ⑦ 督促対象世帯の抽出のために出力した帳票は施錠可能なキャビネット等に保管し、使用目的を達した時点でシュレッダーや焼却処分など確実にかつ速やかに廃棄する。
- ⑧ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理についての点検を行う。

【調査フロー】



平成27年国勢調査 調査票

秘 基幹統計調査



国勢調査調査票

平成 年 10月 1日

数字は右づめに

記入は黒の鉛筆で

数字の記入例

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

この調査は、統計法に基づき政府が実施する統計調査です。秘密の保護には万全を期していますが、ありのままを記入してください。

政府統計

総務省統計局

世帯について (調査票が2枚以上にわたる場合は1枚目のみに記入してください)

1 世帯員の数 ・ふだん住んでいる人 全員の人数を書いてください	総数	男	女	2 住居の種類 ・都道府県・市区町村等の賃貸住宅 ・都市再生機構・公社等の賃貸住宅 ・民営の賃貸住宅 ・給与住宅(社宅・公務員住宅など) ・住宅に間借り ・会社等の独身寮・寄宿舎 ・その他
--	----	---	---	---

世帯員全員について (世帯員ごとに記入してください)

3 氏名及び男女の別 ・ふだん住んでいる人を もれなく書いてください	1 (氏名)	2 (氏名)	3 (氏名)	4 (氏名)
4 世帯主との続柄 ・世帯主の配偶者(妻又は夫)の祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ祖父母・兄弟姉妹に含めます ・孫の配偶者は孫に兄弟姉妹の配偶者は兄弟姉妹に含めます	世帯主又は代表者	世帯主の子の配偶者	世帯主の配偶者の父母	世帯主又は代表者の子の配偶者
5 出生の年月 ・該当する元号又は西暦に記入したうえで年及び月を書いてください ・年を西暦で記入する場合は西暦年の4桁を書いてください	明治 大正 昭和 平成 西暦	明治 大正 昭和 平成	昭和 平成	大正 昭和 平成 西暦
6 配偶者の有無 ・届出の有無に関係なく記入してください	未婚(別居を含む) 配偶者あり 死別 離別	配偶者あり 死別 離別	未婚(別居を含む) 配偶者あり 死別 離別	未婚(別居を含む) 配偶者あり 死別 離別
7 国籍 ・外国の場合は 国名も書いてください	日本 外国	日本	日本 外国	日本 外国
8 現在の場所に 住んでいる期間 ・生まれてから引き続き現在の場所に住んでいる場合は出生時からのみ記入してください	出生時から 5年未満 5~10年未満 10~20年未満 20年以上	出生時から 5年未満 5~10年未満 10~20年未満 20年以上	出生時から 5年未満 5~10年未満 10~20年未満 20年以上	出生時から 5年未満 5~10年未満 10~20年未満 20年以上
9 5年前(平成22年10月1日)にはどこにいましたか ・平成22年10月1日より後に生まれた人については出生後に住んでいた場所を記入してください	現在と同じ場所 同市区町村内の他の場所 他市区町村 外国	現在と同じ場所 同市区町村内の他の場所 他市区町村 外国	現在と同じ場所 同市区町村内の他の場所 他市区町村 外国	現在と同じ場所 同市区町村内の他の場所 他市区町村 外国

調査票の記入のしかたを参照して
太わくの中に記入してください

世帯では 下の欄(太わくの外)には記入しないでください	電話番号 (わからないことがあった場合 問い合わせに利用させていただきます)	ウラ側へ (第2面)
住宅の建て方 一戸建 長屋建(テラスハウスを含む) 共同住宅 その他	世帯の種類 一般世帯(一人世帯 会社等の独身寮の入居者を含む) 学校の寮・寄宿舎の学生・生徒 病院・療養所の入院者 老人ホーム等の社会施設の入所者 その他	

市区町村コード	調査区番号	世帯番号	この世帯の調査票 枚のうち 枚目
---------	-------	------	------------------------

事務使用欄 行

この調査票は機械にかけますので汚さないでください

こちらは、ウラ側です
オモテ側から記入してください

<p>9月24日から30日 10までの1週間に仕事を しましたか</p> <p>・仕事とは、収入を伴う 仕事をいい、自家営業 (農業や店の仕事など)の 手伝いや内職・パートタイム・ アルバイトも含めます</p> <p>・通学には、予備校・専門学校 などに通っている場合も 含めます</p> <p>・幼稚園又は保育所(保育園) に通っている場合は、その他に 記入します</p>	<p>1</p> <p>主に仕事</p> <p>家事などのほか仕事</p> <p>通学のかたわら仕事</p> <p>少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事を休んでいた</p> <p>仕事していた</p> <p>家事</p> <p>通学</p> <p>その他(幼児や高齢など)</p>	<p>2</p> <p>主に仕事</p> <p>家事などのほか仕事</p> <p>通学のかたわら仕事</p> <p>少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事を休んでいた</p> <p>仕事していた</p> <p>家事</p> <p>通学</p> <p>その他(幼児や高齢など)</p>	<p>3</p> <p>主に仕事</p> <p>家事などのほか仕事</p> <p>通学のかたわら仕事</p> <p>少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事を休んでいた</p> <p>仕事していた</p> <p>家事</p> <p>通学</p> <p>その他(幼児や高齢など)</p>	<p>4</p> <p>主に仕事</p> <p>家事などのほか仕事</p> <p>通学のかたわら仕事</p> <p>少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事を休んでいた</p> <p>仕事していた</p> <p>家事</p> <p>通学</p> <p>その他(幼児や高齢など)</p>
---	--	--	--	--

就業者・通学者について (・仕事をしている場所又は通学している学校の場所について記入し、10欄で仕事を休んでいたに記入した人は11~14欄にその休んでいた仕事について記入してください)

<p>11 従業地又は通学地</p> <p>・仕事も通学もしている人は 仕事をしている場所について 記入してください</p> <p>・同じ市内の他の区に通勤・通学 している場合は、他の区・ 市町村に記入してください</p> <p>・他の区・市町村の場合は 都道府県・市区町村名も 書いてください(東京都 区部と政令指定都市の 場合は区名まで)</p>	<p>自宅(住み込みを含む)</p> <p>同じ区・市町村</p> <p>他の区・市町村</p> <p>(通勤・通学の場所を記入)</p> <p>(左づめで記入)</p>	<p>自宅(住み込みを含む)</p> <p>同じ区・市町村</p> <p>他の区・市町村</p> <p>(通勤・通学の場所を記入)</p> <p>(左づめで記入)</p>	<p>自宅(住み込みを含む)</p> <p>同じ区・市町村</p> <p>他の区・市町村</p> <p>(通勤・通学の場所を記入)</p> <p>(左づめで記入)</p>	<p>自宅(住み込みを含む)</p> <p>同じ区・市町村</p> <p>他の区・市町村</p> <p>(通勤・通学の場所を記入)</p> <p>(左づめで記入)</p>
---	---	---	---	---

就業者について (10欄で通学している人は11~14欄には記入の必要はありません)

<p>12 勤めか 自営かの別</p> <p>・労働者派遣事業所の派遣 社員とは、労働者派遣法に 基づいて派遣されている人を いいます</p> <p>・パート・アルバイト・その他には 契約社員 嘱託なども含めます</p> <p>・自営業主とは、個人で事業を 経営している人(農家などを 含む)や自由業の人をいいます</p>	<p>雇われている人</p> <p>正規の職員・従業員</p> <p>労働者派遣事業所の派遣社員</p> <p>パート・アルバイト・その他</p> <p>自営業</p> <p>自営業主</p> <p>会社などの役員</p> <p>雇人あり</p> <p>雇人なし</p> <p>家族従業者</p> <p>家庭内の賃仕事(内職)</p>	<p>雇われている人</p> <p>正規の職員・従業員</p> <p>労働者派遣事業所の派遣社員</p> <p>パート・アルバイト・その他</p> <p>自営業</p> <p>自営業主</p> <p>会社などの役員</p> <p>雇人あり</p> <p>雇人なし</p> <p>家族従業者</p> <p>家庭内の賃仕事(内職)</p>	<p>雇われている人</p> <p>正規の職員・従業員</p> <p>労働者派遣事業所の派遣社員</p> <p>パート・アルバイト・その他</p> <p>自営業</p> <p>自営業主</p> <p>会社などの役員</p> <p>雇人あり</p> <p>雇人なし</p> <p>家族従業者</p> <p>家庭内の賃仕事(内職)</p>	<p>雇われている人</p> <p>正規の職員・従業員</p> <p>労働者派遣事業所の派遣社員</p> <p>パート・アルバイト・その他</p> <p>自営業</p> <p>自営業主</p> <p>会社などの役員</p> <p>雇人あり</p> <p>雇人なし</p> <p>家族従業者</p> <p>家庭内の賃仕事(内職)</p>
---	---	---	---	---

<p>13 勤め先・業主などの 名称及び事業の内容</p> <p>・仕事をしている場所 (本社、支店、事業所、 工場、店舗)の名称を 記入してください(個人 事業の場合は氏名まで) ・事業内容(業種)を 記入してください</p> <p>・労働者派遣事業所の 派遣社員は、派遣先 (実際に仕事をしている 事業所)について記入 してください</p>	<p>14 本人の仕事の内容</p> <p>・本人が実際にしている主な 仕事の内容をくわしく 書いてください</p>			
--	--	--	--	--

2

ご記入ありがとうございました